



福岡県医発第1370号(地)
平成22年 9月29日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

育児・介護休業法における所定労働時間の短縮措置に係る
医師等の人員算定について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）に基づく所定労働時間の短縮措置として、下記に該当する医師等の医療法上の人員算定に係る勤務時間については、短縮措置されている時間も含めて取扱う旨、福岡県保健医療介護部長より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件については、保健所設置市（北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市）と協議済みであり、同様に取扱われることを申し添えます。

記

「3歳に満たない子を養育する医師等」及び「常時介護を必要とする対象家族の介護を行う医師等」が、育児・介護休業法に基づく所定労働時間の短縮措置としての「短時間勤務制度」を利用している場合

小郡三井医師会より

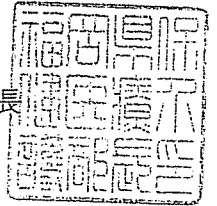
副会長 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

22医指第1525号

平成22年9月17日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



育児・介護休業法における所定労働時間の短縮措置に係る
医師等の人員算定について

本県における保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、別添のとおり各保健福祉（環境）事務所へ通知しましたのでお知らせします。

なお、本通知の内容につきましては各保健所設置市（北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市）と協議済みであることを申し添えます。





各保健福祉(環境)事務所長 殿

保健医療介護部医療指導課長
(医療指導係)

育児・介護休業法における所定労働時間の短縮措置に係る
医師等の人員算定について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）に基づく所定労働時間の短縮措置として、下記に該当する医師等の医療法上の人員算定に係る勤務時間については、短縮措置されている時間も含めて取扱いますようお願いいたします。

なお、関係団体等には当課から通知することを申し添えます。

記

「3歳に満たない子を養育する医師等」及び「常時介護を必要とする対象家族の介護を行う医師等」が育児・介護休業法に基づく所定労働時間の短縮措置としての「短時間勤務制度」を利用している場合

(参考)

- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
第23条第1項及び第3項
- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則
第34条

育児・介護休業法改正内容のイメージ図

